

# 新型コロナウイルス 感染症関連情報



最新情報は  
ホームページをご覧ください



尾張旭市 新型コロナワクチン

検索

## 新型コロナワクチン接種

6月16日時点

問い合わせ先 / 新型コロナコールセンター ☎55-0911 (午前9時～午後5時)



### 市内などの医療機関でワクチン接種を実施しています

未接種のかたはご検討ください。接種できる期間や接種会場などの最新情報は、ホームページかコールセンターでご確認ください。

### 接種には接種券が必要です

- 3・4回目の接種券は、前回の接種から5カ月が経過する1～2週間前に送付します
- 紛失・汚損などした場合は、ホームページかコールセンターから再発行の申請をしてください



再発行  
申請フォーム

### ★ノババックスのワクチン接種が始まりました

ノババックス(武田社ワクチン)は、組換えタンパクワクチンです。有効性や安全性などは、厚生労働省のホームページをご確認ください。



厚生労働省  
ホームページ

対象	18歳以上の1～3回目接種者 (4回目接種は対象外)
接種会場	市内3医療機関(あらかわ医院、 星合クリニック、松尾医院)

### 市で接種できる新型コロナワクチンの内容

	初回(1・2回目)接種			追加(3回目)接種		追加(4回目)接種
対象者	小児 5～11歳	12～17歳	18歳以上	12～17歳	18歳以上	①60歳以上 ②18～59歳の基礎疾患のあるかたなど ※②は接種券発行申し込みが必要
ワクチンの種類	小児用のファイザー	ファイザー	ファイザー ★ノババックス	ファイザー	ファイザー モデルナ ★ノババックス	ファイザー モデルナ
接種回数	2回			1回		1回
接種間隔	2回目は1回目接種から3週間後			2回目接種から 5カ月後	ファイザー モデルナ 2回目接種から 5カ月後 ★ノババックス 2回目接種から 6カ月後	3回目接種から 5カ月後
接種会場	市内 約10医療機関	市内3医療機関		市内など36医療機関		市内など37医療機関

※初回(1・2回目)接種でモデルナを希望する場合は、県の大規模集団接種会場などで接種

### 予約代行窓口 インターネット・電話(☎55-0911)などでも予約できます。



対面での予約受付窓口を7月も開設します。(渋川福祉センターでの開設は6月で終了)

とき	7月1日(金)、5日(火)、8日(金)、12日(火)、15日(金)、 19日(火)、22日(金)、26日(火) 午前10時～午後1時	尾張旭市 コロナワクチン接種予約	検索
ところ	イトーヨーカドー尾張旭店2階 東側エスカレーター付近		
持ち物	接種券(届いた封筒に入れたままお持ちください)		
その他	感染状況(緊急事態宣言の発令など)により開催できない場合があります。		



# 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分・ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、困難が生じている子育て世帯の生活を支援するため、**児童1人当たり10万円**(国給付金5万円+市給付金5万円)を給付します。

	ひとり親世帯 	ひとり親世帯以外 
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 令和4年4月分の児童扶養手当受給者</li> <li>② 公的年金を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当が支給されていないかた</li> <li>③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給しているかたと同じ水準となっているかた</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当受給者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税のかた</li> <li>② 令和4年4月以降の出生などにより5月以降に児童手当または特別児童扶養手当の受給資格者となるかたで、令和4年度分の住民税均等割が非課税のかた</li> <li>③ 令和4年3月31日時点で18歳未満の児童(特別児童扶養手当対象児童の場合は20歳未満)の養育者で次のいずれかに該当するかた <ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和4年度分の住民税均等割が非課税のかた</li> <li>● 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となったかた</li> </ul> </li> </ul>
申請方法など	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 6月30日(木)に児童扶養手当登録口座へ振り込み</li> <li>②③ <b>要申請</b>。児童扶養手当認定済みのかたは、お知らせを送付済み。認定を受けていないかたで該当するかたはご相談ください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 児童手当または特別児童扶養手当登録口座へ7月下旬に振り込み予定</li> <li>② 給付金の審査が済み次第、順次振り込み予定</li> <li>※ ①②は、児童手当受給者が公務員の場合は<b>要申請</b></li> <li>③ <b>要申請</b>。該当するかたはご相談ください。</li> </ul>
<b>申請期限</b> 令和5年2月28日(火) (郵送の場合は必着)		
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子育て世帯生活支援特別給付金は「ひとり親世帯分」か「ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分」のどちらかの要件でしか給付を受けることができません</li> <li>● 住民税の申告をしていないかたは、支給の遅れや支給できない場合もありますのでご注意ください</li> </ul>	

**申請・問い合わせ先** / 市役所こども課家庭係 ☎76-8149

## 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

国の「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」で、真に生活に困っているかたへの支援措置の強化として、令和4年度に新たに住民税均等割が非課税となった世帯などに対して**1世帯当たり10万円**を給付します。

	対象者	給付方法
住民税非課税世帯	世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税の世帯(既に本給付金の支給を受けた世帯は対象外)	<b>申請不要</b> 。対象世帯に確認書(7月中に発送予定)を郵送。詳細は、確認書に同封の案内チラシをご覧ください。
家計急変世帯	コロナの影響を受けて家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情が認められる世帯(令和4年1月~9月の任意の1カ月の収入で経済状態を推定)	<b>要申請</b> 。9月30日(金)までに申請書などを記入の上、郵送で申請。申請書などは市役所福祉政策課、各公民館、新池交流館ふらっと、東部市民センター、渋川福祉センター、スカイワードあさひ、多世代交流館いきいきで配布。ホームページからもダウンロード可

**申請・問い合わせ先**

中央公民館内臨時特別給付金事務センター (〒488-0803東大道町山の内2410-2)

☎53-2021 (土・日曜日、祝日を除く午前9時~午後5時)